

(管理責任及び損害賠償)

第8条 乙は、借受物件を常に良好な状態で管理しなければならない。

- 2 乙が借受物件を自己の故意、怠慢または過失により荒廃に至らしめ若しくは破損し、または滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、損害金は、甲において認定するものとし、乙は、これに対し異議を申し立てないものとする。

(必要費等の支出)

第9条 乙が借受物件について必要費または有益費を支出することがあってもあらかじめ甲の文書による承認を受けた場合を除いては、甲はその補償の責を負わないものとする。

(甲による契約の解除)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告の手続きをとらないでこの契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため、必要が生じたとき。
- (2) 乙が第4条第1項の義務を履行しないとき。
- (3) 乙が第6条の用途指定に違反したとき。
- (4) 乙が第7条の順守事項に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか契約条件に違反したとき。

- 2 第1項第2号から第5号までの規定により契約の解除をした場合、乙が損害をこうむることがあっても、乙は甲に対しなんらの賠償を要求することができないものとする。

(乙による契約の解除)

第11条 乙は、本契約を自己の都合により解除する場合、事前に書面によりその旨を甲に申し出なければならない。

(原状回復の義務)

第12条 貸付期間の満了または前二条によりこの契約を解除したときは、乙はその負担において借受物件を原状に回復したうえ、甲の指定する日までに引き渡さなければならない。ただし、甲において原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 乙が前項の義務を履行しないときは、甲において原状に回復して乙にその費用を請求することができる。

(貸付期間の更新)

第 13 条 貸付期間の終了 1 か月前までに契約更新をしない申し出がないときは、本契約は更に 1 年間更新する。

2 前項の規定は、更新した貸付契約を更に更新する場合に準用する。

(反社会的勢力の排除)

第 14 条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。乙が確約に反する事実が判明したとき、又は契約締結後に乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当した場合、甲は何らの催告を要せず本質貸借契約を解除することができ、乙は本件土地からただちに自動車等の占有物件を移動し、原状に復して甲に返還するものとする。

- (1) 乙が暴力団等反社会的勢力でないこと。
- (2) 乙が法人の場合、その代表者、実質的に経営権を有する者が暴力団等反社会的勢力ではないこと。
- (3) 暴力団等反社会的勢力に自己の名義を利用させるものでないこと。
- (4) 本件土地を暴力団等反社会的勢力に使用させない、又はこれらの者を反復して出入りさせないこと。
- (5) 本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会的勢力の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の利用者、近隣住民に不安感、迷惑を与えないこと。
- (6) 本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物破損、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等取締法違反等の犯罪を行わないこと。

(その他)

第 15 条 この契約に定める以外の事項及びこの契約に疑いのあるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
代表者 岡山市長 大森 雅夫

乙 岡山市

Ⓔ